

令和4年度第12回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年3月24日（金） 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和5年3月24日（金） 午後2時

出席委員 13名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏

5番 中野 浩 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 1名

4番 山田 富士雄

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 宮崎 雄司

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第34号】 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第35号】 令和5年度最適化活動の目標設定

【議案第36号】 農地法第3条第2項第5号かっこ書に規定する別段面積の廃止

【議案第37号】 清須市農業委員会個人情報情報の保護に関する法律等施行規則の制定

(2) 報告案件について

【報告第25号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 6件

【報告第26号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 12件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

今月11日で、東日本大震災より12年が経過しました。被災された方々が震災前の日常に戻りつつあるようですが、県外への避難者が大勢いらっしゃるのが現状であり、1日も早い復興を願っています。また、犠牲となられた方々に対して、改めて哀悼の意を表します。

では、改めまして只今から、令和4年度第12回清須市農業委員会を開催いたします。本日は4番 山田委員より事前に欠席の連絡がありましたので、出席者は13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は11番 後藤 章正（ごとう ふみまさ）委員と13番 山内 盛雄（やまうち もりお）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第34号】 農地法第5条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ目の議案第34号 R4-26をご覧ください。

申請地は、_____番 登記・現況ともに畑で面積は_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、_____に本社を置き、非金属の製錬や鍛造、切削加工等を行っている法人です。

近年業績好調に伴い従業員を増やす予定であり、従業員駐車スペースを増やす必要があります。また、コロナ禍も落ち着いてきたこともあり、機械メーカーや取引先の来客も頻繁にあるため、来客用の駐車スペースも増やす必要があります。

さらに、搬出入の際、本社工場に一時的に止めたり、路上駐車をして対応している状況です。これでは、作業効率が悪いうえ、近隣の方々に迷惑をかけているというのが現状です。これらの課題を解消すべく駐車場用地を探していたところ、本申請地を譲り受けることの承諾が得られ、本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－b

－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

後藤章正委員 この案件の地元は後藤 章正（ごとう ふみまさ）委員になりますが、問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第35号】令和5年度最適化活動の目標設定を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは2ページ議案第35号をご覧ください。

令和5年度最適化活動の目標の設定等について、毎年6月頃に目標の設定を行っておりましたが、令和4年2月2日の農林水産省経営局長通知により、3月末までに翌年度の目標設定を行い4月末までに公表することとなったためこの議案を提出するものです。

2ページは農業委員会の現在の体制と清須市の農家・農地の概要を農林業センサスのデータなどを元に記載しております。

3ページをご覧ください。最適化活動の目標ということで、①に現在の集積率及び課題を記載し、②に目標として令和12年までに集積率80%を目標としております。80%は国が求めている数字ですので、そのまま設定しております。

下段は遊休農地の解消について、①現状及び課題として、今年度の農地パトロールで確認した遊休農地の面積を記載しております。②の目標は既存遊休農地の解消について緑区分および黄区分の解消目標を設定しております。

続きまして4ページです。新規参入の促進の現状及び課題として直近3年間の実績が記載されております。②は目標で過去3年間の平均が記載されております。

続いて活動目標は昨年度と同様の7日／月で活動を行う人数も合計16人としております。活動強化月間は農地パトロールに合わせて8、9、1

1月としております。最後に新規参入相談会は1回で設定しております。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件についてご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「承認」して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「承認」することといたします。

続きまして、【議案第36号】農地法第3条第2項第5号かつこ書に規定する別段面積の廃止を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは5ページ議案第36号をご覧ください。

国において「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立・公布されたことに伴い、令和5年4月1日に農地法第3条第2項第5号が削除されます。

この規定は農地法第3条許可の下限面積要件のことを指しており、北海道を除く都道府県においては50a以上耕作することとなっておりますが、各農業委員会単位で別段面積を定めることができ、本市においては20aを別段面積としておりました。

冒頭で申しあげたとおり、令和5年4月1日よりこの規定が削除されますので、別段面積も効力を持たなくなります。そのため、20aの別段面積について総会の議決をもって廃止するため本議案を提出いたしました。

また、下限面積要件が廃止された後も、他の要件は存続しますのでご承知おきください。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件についてご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「異議なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「異議なし」といたします。

続きまして、【議案第37号】清須市農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

それでは6ページ議案第37号をご覧ください。

事務局長 こちらの議案を提出しましたのは、これまでは清須市を含む地方公共団体における個人情報保護制度は各地方公共団体が制定する個人情報保護条例に基づいて運用されておりましたが、法律の一部改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日から国などと同様の「個人情報の保護に関する法律」に基づき運用されることとなりました。

これに伴い、「清須市個人情報保護条例」を廃止し、「清須市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するため、農業委員会においても同様に条例の改廃を行うものです。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件についてご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「異議なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「異議なし」といたします。

続きまして【報告第25号】及び【報告第26号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは【報告第25号】農地法第4条第1項第8号の届出について説明いたします。

番号31 _____番、_____番で、_____番が登記田現況宅地、17番10が登記畑現況宅地です。

こちら鈴木委員の案件となります。

鈴木委員 問題ありません。

事務局 番号32 _____番、_____番、_____番で、すべて登記畑現況雑種地です。

こちら岩田委員と鈴木委員の案件となります。

岩田委員 問題ありません。

鈴木委員 問題ありません。

事務局 番号33 _____番で、登記畑現況雑種地です。

こちら鈴木委員の案件となります。

鈴木委員 問題ありません。

事務局 番号34 _____番で、登記田現況雑種地です。
こちら中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 番号35 _____番で、登記現況共に畑です。
こちら山田委員の案件となります。

山田委員 問題ありません。

事務局 番号36 _____番で、登記現況共に畑です。
こちら日下部委員の案件となります。

日下部委員 問題ありません。

事務局 続きまして【報告第26号】農地法第5条第1項第7号の規定による
届出について説明いたします。

番号97、_____番で登記畑現況雑種地です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 番号98、_____番で登記田現況宅地です。
こちら山田委員お願いします。

山田委員 問題ありません。

事務局 番号99、_____番で登記現況共に畑です。
こちら日下部委員お願いします。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号100、_____番で登記畑現況宅地です。
こちら岩田委員お願いします。

岩田委員 問題ありません。

事務局 番号101、_____番で、登記現況共に畑です。
こちら日下部委員お願いします。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号102、_____番で、登記田現況畑です。
こちら伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号103、_____番、_____番で、登記現況共に畑です。
こちら岩田委員お願いします。

岩田委員 問題ありません。

事務局 番号104、_____番、_____番で、_____番が登記畑現況雑
種地で、_____番が登記現況共に田です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 番号105、_____番で、登記畑現況雑種地です。

こちら日下部委員お願いします。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号106、_____番で、登記現況共に田です。

こちら鈴木委員お願いします。

鈴木委員 問題ありません。

事務局 番号107、_____番、_____番、_____番、_____番、
_____番で、_____から_____番までが、登記現況共に田で、
_____番が登記畑現況田です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 番号108、_____番で、登記田現況休耕畑です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 以上で説明を終わります。

会長 以上の報告案件について、何か質問はありますか。

(質問なし)

それでは、その他へ移ります。事務局から何かありますか。

事務局 令和4年5月に農業経営基盤強化促進法に一部改正により、これまでの「人・農地プラン」として行ってきた話し合いが法律に基づく取り組みとなります。

そもそも地域計画（人・農地プラン）とは、市が地域の農業者の協議結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、概ね10年後の将来の地域農業の在り方や目指すべき姿を地域計画として定め、耕作者がバラバラの農地を農地中間管理事業などを通じて担い手に集積・集約し、地域の農業を効率的に利用していこうとするものです。

令和5年4月1日より法律が施行され、令和7年3月31日までに地域計画を策定することとなっておりますが、清須市では現在のところ策定する予定はありません。

その理由として、地域計画は市で策定しますが、あくまで主体は地元農業者となっており、平成30年度に市内すべての青地地区より「農業振興地域指定除外に関する要望」が市長および農業委員会長に提出されたことを、地元農業者の意向として受け止め、地域計画の前段である「人・農地

プラン」の策定を取りやめております。

実際に人・農地プランの策定予定地区であった「土田・上条地区」及び「一場地区」ではそれぞれで農地以外の土地利用をする方向で話しが進んでおります。

地域計画を策定しないことが可能であるかを尾張農林水産事務所に確認したところ、地域計画は地元農業者の意向によるところが大きいため、意向を把握したうえで策定しないことは可能であるとの回答を得ております。

地域計画の策定には1年ないしそれ以上の期間を有することもあるため、再度、地域計画の策定について、実行組合等に意向を確認する予定でおります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

ないようでしたら、次回の開催について確認します。

令和5年4月25日、火曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室（今回と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和4年度第12回農業委員会を閉会します。

今年度も1年間お疲れ様でした

来年度も引き続きよろしくお願いいたします。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。